

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】平成28年4月7日(2016.4.7)

【公開番号】特開2015-128348(P2015-128348A)

【公開日】平成27年7月9日(2015.7.9)

【年通号数】公開・登録公報2015-044

【出願番号】特願2013-273044(P2013-273044)

【国際特許分類】

H 02 K 7/06 (2006.01)

B 25 J 9/00 (2006.01)

F 16 H 19/02 (2006.01)

【F I】

H 02 K 7/06 Z

B 25 J 9/00 B

F 16 H 19/02 E

【手続補正書】

【提出日】平成28年2月17日(2016.2.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

一軸アクチュエータとして、例えば特許文献1に記載された直動機構の防水構造が知られている。

この特許文献1の防水構造は、水が浸入する開口部を2枚のシール部材で閉塞し、スライダに設けた楔部を2枚のシール部材の間に配置し、スライダの直線移動とともに楔部が2枚のシール部材に密着することでシール性を確保するようにしている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2006-43856号公報

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

ところで、特許文献1の防水構造は、楔部を薄く形成するとシール性を高めることができるが、薄い楔部をスライダに設けた一軸アクチュエータは、耐荷重性や、ピッティング方向、ヨーイング方向、ローリング方向の耐モーメント性の面で問題があり、高負荷仕様とすることはできない。

本発明は、上記従来例の未解決の課題に着目してなされたものであり、さらに、スライダが水没した環境でも高負荷仕様として使用することができる一軸アクチュエータを提供することを目的としている。